

平成31年監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成30年度財政援助団体監査を実施し、その結果について同条第9項により次のとおり公表する。

平成31年2月7日

扶桑町監査委員 岩本幸松

扶桑町監査委員 千田勝文

財政援助団体監査報告書

1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づく監査（財政援助団体監査）

2. 監査の対象

平成29年度及び平成30年度の扶桑町商工会（以下「監査対象団体」という。）に対する補助金に係る出納その他の事務及び本町からの財政援助に係る事務

- ① 扶桑町商工会事業費補助金
- ② 扶桑町商業団体等補助事業費補助金
- ③ 扶桑町商品券発行事業補助金

3. 監査実施日

平成31年2月7日（木）

4. 監査の方法

監査対象団体の事務及び当該団体に関する町の事務が、関係法令に基づき適正に執行されているか、補助金は交付条件に従って使用されているか等について監査を実施しました。また、監査に当たっては、関係書類を抽出により検査するとともに、関係者からの説明を聴取しました。

5. 監査の結果

監査対象団体に係る出納及びその他の事務の執行については、概ね適正と認められました。

なお、特に指摘する事項はありません。

6. 監査意見

今回主眼とした町が扶桑町商工会へ補助をした扶桑町商工会事業費補助金、扶桑町商業団体等補助事業費補助金並びに扶桑町商品券発行事業補助金については、次のとおりの意見としました。

① 扶桑町商工会事業費補助金

一般事業費として、発展会や工業会振興、商業団体育成への補助
経営改善普及事業費として、局長以下普及指導員等の人件費補助
管理費として、一般事務費、会館建物維持管理費等への補助
特段、意見はありませんでした。

② 扶桑町商業団体等補助事業費補助金

街路灯電灯料補助

共同事業補助金

特段、意見はありませんでした。

③ 扶桑町商品券発行事業補助金

プレミアム経費と広告宣伝費等の補助

特段、意見はありませんでした。

担当課においては、商工会と密に情報交換を行い、担当課と一致協力して、商工会が地域小規模事業者に対する指導及び商工業の振興と安定を図るという公益性の極めて高い事業を推進するため、会員数の増加と自主財源の確保に努められるとともに、健全な運営が図られることを期待する。